



Uターンや移住による 三世代同居・隣居・近居を支援します!

問合せ | 企画課 政策班 ☎(81)1112

町内における三世代同居などを推進することで、子どもを安心して生み育てられ、家族みんなが健やかで幸せに暮らせる住環境をつくるため、三世代同居などに要する住宅取得および住宅改修費用の一部を補助します。

◎補助金額は、住宅取得・改修費の2分の1以内で、上限額は下表のとおりです。

限度額	住宅取得	住宅改修
三世代同居	80万円	30万円
三世代隣居・近居	80万円	対象となりません

町内業者の施工による場合は
各限度額に
20万円
加算されます。

- ・住宅取得…住宅の新築、建て替え、購入
- ・住宅改修…住宅の修繕、増築、改築、リフォームなどの工事

◎次の要件をすべて満たす必要があります。

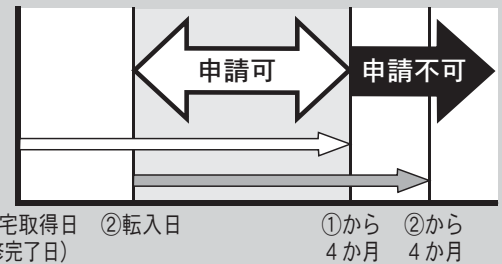
補助対象者の主な要件

- 町内で、親、子、孫の三世代による同居・隣居・近居をする。
(近居とは、親世帯と子世帯が町内に別々に住むこと。)
- 次のいずれかに該当する。
 - 中学生以下の孫がいる。
 - 子が妊娠中で、出産したら三世代同居・隣居・近居になる。
 - 子夫婦のどちらかが40歳未満である。
- 親世帯と子世帯のどちらか一方または両方が転入する。
- 三世代同居・隣居・近居を継続(5年以上)する。



申請のための要件

- 平成30年4月1日以降に住宅取得(改修)する。
- 住宅の取得または改修工事の完了から4か月以内である。
- 三世代同居・隣居・近居のための転入が完了してから4か月以内である。



◎申請方法について

住宅の取得または工事が完了し、三世代同居・隣居・近居を開始した後に、申請書と必要書類を企画課へご提出ください。添付書類など、制度の詳細については町ホームページや企画課窓口で公開している補助金交付要綱をご覧ください。

住宅支援機構と協定を締結

平成30年3月に、子育て世帯および若年夫婦世帯の住宅取得に係る支援として、住宅金融支援機構と協定を締結しました。

三世代同居等推進事業補助金および、住宅ローン「フラット35 子育て支援型」との連携により、所定の要件を満たした申請者は最大0.50%の金利引き下げを受けられます。

